

第三十二章 議員会館及び議員宿舍等

第一節 議員会館

五七八 議員会館の議員事務室は、議員一人一室とし、議員の職務遂行の便に供する。

務遂行の便に供する

議員会館の議員事務室は、議員一人一室とし、議員の職務遂行の便に供する。

各種団体の事務所又は新聞雑誌の発行所等他の目的に使用することはできない。ただし、議員本人の「資金管理団体」の事務所に限り、当該議員の議員事務室を使用することができる。

五七九 議員会館に自治委員会を置く

議員会館の自治運営を図るため、参議院議員会館運営規程を設け、委員二十五人をもって組織する自治委員会を置く。自治委員は、議院運営委員をもってこれに充てる。

自治委員会は、議員会館運営上必要な事項を取り扱う。

参照 五八三号

五八〇 議員会館の議員事務室は、議院運営委員会庶務関係小委員会において各会派に割り当てる

議員会館の議員事務室は、議院運営委員会庶務関係小委員会において、これを各会派に割り当てる。割当て後議員がその所属会派を変更しても、当然には議員事務室の割当てを変更しないのを例とする。既に割当てを受けた議員が議員事務室を変更しようとするときは、その所属会派から議院運営委員会庶務関係小委員会にその旨を申し出て承認を得なければならない。

通常選挙後初めて召集される国会においては、当選した議員について各会派に議員事務室を割り当てるが、この場合、再び当選した議員については、従前の議員事務室を割り当てるのを例とする。

参照 一一四号、五八二号

五八一 議員会館の会議室は、議員の会議に使用する

議員会館の会議室は、議員の会議に使用するものであるが、議員の会議の妨げとならない場合においては、議員の主宰する議員以外の者が出席する会議を認めることがある。

第二節 議員宿舎

五八二 議員宿舎の議員室は、議院運営委員会庶務関係小委員会 において各会派に割り当てる

議員宿舎として麴町議員宿舎及び清水谷議員宿舎が設置されているが、その議員室は、通常選挙後の空室について、議院運営委員会庶務関係小委員会において各会派に割り当てる。

議員宿舎を使用する議員は議院運営委員会庶務関係小委員会の決定する使用料を納入するものとする。なお、第百二回国会昭和六十年六月二十四日の議院運営委員会庶務関係小委員会において、議員宿舎入居基準につき、次の決定があった。

議員宿舍入居基準

議員宿舍は、議員の居住の用に供されていることにかんがみ、その入居に当たっては、都内及びその近郊における議員の住居の困窮度を考慮することとし、次に掲げるような場合には、原則として入居できないものとする。

- 一 都内及びその近郊に住居を有する場合
- 二 専ら家族又は秘書の居住の用に使用されている場合
- 三 その他、議員宿舍の本来の用途に反して使用している場合、及びその使用が著しく少ない場合

参照 五八〇号

五八三 議員宿舍に宿舍委員会を置く

麴町議員宿舍及び清水谷議員宿舍には、その運営に関し協議するためそれぞれ若干名の委員をもって構成する宿舍委員会を置く。

参照 五七九号

第三節 議員用自動車

五八四 役員及び特別委員長等に専用自動車を配属する

議長、副議長、仮議長、常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長、議院運営委員会理事、同委員会小委員長及び議長又は副議長の職にあつた議員に専用自動車を配属する。

五八五 各会派に自動車を配属する

各会派に自動車を配属する。この場合、その割当ては、会派の所属議員数（専用自動車を配属された議員並びに国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官である議員を除く）に応じてこれを行う。

参照 一一四号

第三十二章 議員会館及び議員宿舍等

第二節 議員宿舍
第三節 議員用自動車 (五八三)
(五八四、五八五) 七九九

五八六 議員の登院のため、専用のバスを運行する

議員の登院のため、会期中議員宿舎との間に専用のバスを運行する。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日及び休会中は運行しない。